

令和 8 年 7 月 2 3 日
相模原市発表資料

損害賠償請求訴訟に係る控訴について

令和 8 年 4 月 2 3 日付け「損害賠償請求訴訟の判決について」にてお知らせした、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に係る、本市元職員を被告とした損害賠償請求の判決について、判決の取消しを求める被告の控訴状等が、裁判所から送達されましたのでお知らせします。

1 裁判所からの控訴状送達日

令和 8 年 7 月 2 2 日（水）

2 判決の概要

（1）判決言渡し日時

令和 8 年 4 月 2 3 日（木） 午後 1 時 1 0 分

（2）判決主文

ア 被告は、相模原市に対し、3, 4 4 5 万 5, 3 3 1 円及びこれに対する令和 4 年 1 1 月 4 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

（3）本市の請求理由

麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業において、土地評価基準を逸脱した評価をするよう指示したことにより、本市は換地設計等の見直しを行わざるを得ないこととなり損害を被ったため。

3 今後の対応

控訴状等を精査し、適切に対応してまいります。

以 上

問合せ先
都市建設総務課
直通電話 042-769-9261